平成２５年（フ）第７８号
茨城県結城市大字結城10004番地７
債務者　齋藤　　誠
１　決定年月日時　平成25年５月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月８日まで
　　水戸地方裁判所下妻支部

平成２５年（フ）第８９号
茨城県結城市大字結城11152番地２
債務者　菊池　政子
１　決定年月日時　平成25年５月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月８日まで
　　水戸地方裁判所下妻支部

平成２５年（フ）第５２号
富山県高岡市戸出町２丁目16番80―203号　ＡＩＳロイヤルハイツ、旧住所富山県富山市上大久保1254番地５　サンシャイン上大久保105号
債務者　海津　有香
１　決定年月日時　平成25年５月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月８日まで
　　富山地方裁判所高岡支部

平成２５年（フ）第５６１号
名古屋市瑞穂区中根町３丁目100番地の３
債務者　森　富士江
１　決定年月日時　平成25年５月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月８日まで
　　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第７５号
大津市仰木の里東１丁目18番９号
債務者　西村　隆夫
１　決定年月日時　平成25年５月９日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月８日まで
　　大津地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２４号
滋賀県蒲生郡日野町大字中在寺1137番地31、住民票上の住所滋賀県甲賀市水口町元町５番12―105号、前住所滋賀県蒲生郡日野町大字小井口44番地２
債務者　岩永エジカル
１　決定年月日時　平成25年５月８日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月８日まで
　　大津地方裁判所彦根支部

平成２５年（フ）第３６号
滋賀県蒲生郡日野町大字山本776番地58、前住所滋賀県東近江市上二俣町984番地
債務者　岡崎　佳代
１　決定年月日時　平成25年５月８日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月８日まで
　　大津地方裁判所彦根支部

平成２５年（フ）第４１号
滋賀県愛知郡愛荘町長野2113番地５　ハイブリッジハイツⅡ103号、前住所滋賀県愛知郡愛荘町愛知川1140番地69
債務者　細尾　　哲
１　決定年月日時　平成25年５月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月８日まで
　　大津地方裁判所彦根支部

平成２５年（フ）第２５号
京都府宮津市字万町509番地２号
債務者　奥田麻衣子
１　決定年月日時　平成25年５月10日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月８日まで
　　京都地方裁判所宮津支部

平成２４年（フ）第６３３号
兵庫県姫路市東山326番地７　インタービレッジ東山103号
債務者　藤澤　文子
１　決定年月日時　平成25年５月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月８日まで
　　神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第４６号
神戸市須磨区白川台５丁目７番地の２　農住Ⅰ―306号
債務者　計　　正彦（旧姓平井）
１　決定年月日時　平成25年５月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月８日まで
　　神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第８０号
兵庫県相生市緑ヶ丘２丁目３番11号　クールヴィヴァーチェA101
債務者　平尾美也子（旧姓草野）
１　決定年月日時　平成25年５月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月８日まで
　　神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第１１９号
兵庫県姫路市井ノ口37番地１　くすの木ハイツⅡ105号室
債務者　道野　弘美
１　決定年月日時　平成25年５月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月８日まで
　　神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第１３１号
兵庫県神崎郡神河町根宇野778番地の２、従前の住所大阪市住之江区浜口西２丁目11番６―404号
債務者　東谷　市郎
１　決定年月日時　平成25年５月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月８日まで
　　神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第１４４号
兵庫県姫路市大津区真砂町98番地ＭＡＳＡＧＯ204号
債務者　天野小百合
１　決定年月日時　平成25年５月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月８日まで
　　神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第１５７号
兵庫県姫路市下手野６丁目３番９号レオパレスｐｒｅｆｅｒｅｎｔｅ105、営業所の所在地兵庫県宍粟市山崎町鶴木197―５
債務者　安並設備こと　安並　秀記
１　決定年月日時　平成25年５月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月８日まで
　　神戸地方裁判所姫路支部